

## 岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月10日(金) 午後1時25分～午後2時40分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員11人

会	長	山	本	淳 (14番)
委	員	1番	福	石 幸 生
		2番	大	森 正 良
		3番	上	田 陽 一
		4番	藪	内 孝 博
		5番	上	根 慶 万
		6番	米	村 進 司
		8番	寺	尾 孝 則
		10番	賀	山 圭 子
		12番	山	本 一 美
		13番	飯	野 幸 義

●農地利用最適化推進委員5人

15番	横	田 光 男
16番	宮	本 裕 澄
17番	河	本 俊一郎
19番	藪	田 俊 博
20番	上	田 芳 夫

4. 欠席委員 (2人)

9番	岸	本 利 博
18番	小	谷 幸 次

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

3番 上 田 陽 一

5番 上 根 慶 万

日程第4 報告事項

①前総会(2月10日)のてんまつ

②農地法第18条第6項の規定による通知について

③公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る農地転用について

④農業用施設設置報告

日程第5 議事

①議案第1号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の廃止

にかかる農地法施行規則第17条の規定による別段面積  
の廃止について

②議案第2号 耕作放棄地に係る農地法の適用を受ける土地か否かの判  
断について

③議案第3号 令和4年度農用地利用集積計画第12号について

④議案第4号 令和4年度農用地利用配分計画第12号について

日程第6 その他

①農地法第3条の規定に関する要綱改正について

②広報原稿について

③農業委員の女性登用について

④令和5年度の総会日程について

⑤農業経営基盤強化促進法等の一部改正について

⑥4月以降の役場の機構改革、公社の職員体制について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	飯野健治
局長補佐	前田悟史
主任	西川恵

農業委員会憲章のほうは割愛をさせていただきたいと思います。

本日の総会の成立についてでございますが、出席委員さん12名中11名ということで、定足数に達しております、総会の成立を報告をさせていただきます。

なお、9番の岸本委員さん、それから18番小谷委員さんにつきましては、欠席の連絡をいただいております。

事務局

それでは、会長、挨拶、お願いいたします。

会 長

皆さん、こんにちは。

いよいよ3月になりました。今年度も最後の委員会ですけれども、御存じのように今年7月からの委員さんを3月中に募集をするということで報告させていただいております。皆さんも十分ご努力いただいて、引き続き協力いただけたらと思っていますので、ご協力のほうをお願いしたいと思います。

それと、振興公社の機構改革があります、4月からちょっと体制が変わりますけれども、中間管理事業が今まで集約化のほうの仕事が主な仕事になってくるようであります。あとバスの運行であったりというような資料がありますけれども、ヘリコプターのほうも何かやめるというようなことがあります。体制が変わりまして、場所も2人体制になるもので、産業建設課のほうへ移転するというところでございますので、今後集積計画のほうについて、十分隣で話ができますので、密に連絡を取りながら、効率のよい振興をというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

議 長

それでは、議事録署名人に入らせていただきますが、こちらのほうで決めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

では、3番の上田委員さん、それから5番の上根委員さん、お願いします。

議 長

それでは、4番の報告のほうへ入らせていただきます。

前総会のでんまつ、農地法第18条第6項の規定による通知、公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用と、それから農業用施設設置は1件報告されております。

では、事務局のほう、お願いします。

事務局

報告に入らせていただきます前に、本日お配りしております資料のご確認をお願いいたします。

今こそ農業委員会に女性の力をとったパンフレット、5年度総会日程案、農業経営基盤強化促進法等の一部改正のパンフレット、以上を配布しております。ご確認をお願いいたします。

それでは、報告事項1番よりにつきまして、西川より説明をさせていただきます。

事務局

まず3ページに2月の総会のでんまつということで報告させていただきます。

1つ目は、3条でしたけども、3件6筆ということで、大谷地内の畑と田んぼ各1筆ずつと、浦富地内の田んぼ3筆と、岩井地内の田んぼ1筆、合計6筆ですけども、こちらについて売買、また岩井のほうについては贈与による所有権移転についてお諮りしました。御承認いただきましたので、2月13日付で譲受人、譲渡人それぞれに許可証を送付しております。

2つ目ですけども、農用地利用集積計画第11号ということで、15件27筆の申出についてお諮りしました。決定いただきましたので、2月13日付で町が利用集積計画を公告しています。

3つ目です、農用地利用配分計画第11号ということで、町から意見を求められた農地中間管理事業に係る44件324筆についてお諮りしました。計画について特に意見はありませんでしたので、意見なしという形で2月13日付で町に回答しています。

4つ目ですけども、令和5年度の農作業標準料金ということで、事前に農地部会で検討していただいた標準料金の案についてお諮りし、決定いただいたものです。この農作業の標準料金と農地の賃借料情報は町のホームページのほうに既に掲載していますし、今回事前配付させてもらってますけども、広報いわみの4月号と一緒に配布する予定の農業委員会だよりのほうにも掲載する予定としております。

でんまつは以上で、次のページを開いていただいて、農地法の第18条6項の規定による通知についてです。

報告の前に訂正をお願いします。

5ページの5番と6番、蒲生の「畑ヶ下」と書いているんですけども、これは「畑ヶ田」で「下」じゃなくて田んぼの「田」です、6番のほうも同じく、「下」を「田」に変えていただけたらと思います。

今回解約の通知を受理したんですけども、11件89筆となっております。主に高齢になったからとか様々な理由がありますけども、規模縮小及び集約のための解約です。今回すごくたくさんあるんですけども、1番と25番と28番が自作に戻る以外は、基本的には後ほど説明する配分計画で次の耕作者へ変更となります。2番から4番の大谷の3筆については、別の方に集約化のために配分替えの予定だったんですけども、この方がちょっと体調不良のために急遽変更となりまして、また4月以降になると思えますが、再度\*\*\*\*\*さんのほうに利用権設定を行う予定となっております。なので解約という形になりますが、また4月以降に\*\*\*\*\*のほうに貸与をするという予定です。

9ページに進みまして、3番、公共事業の施行に伴う附属施設の設置に係る農地転用についてということで、1件の届出を受理しています。洗井地区の予防治山工事に伴う農地転用の報告ですけども、場所は洗井字西側\*\*\*\*\*の畑ですね、この165平米のうち141.5平米を仮設の工事用道路に一時転用するものです。場所については、資料1のほうに赤く示しております。これは筆全体なんですけども、その筆のうち、2ページ目の裏のほうに、青い部分が筆の形で、黄色い部分が転用する部分となっております。届出者は鳥取県の県土整備事務所長、転用期間は令和5年3月1日から令和6年3月31日までとなっております。

それから、10ページを開いていただきまして、農業用施設の設置報告です。今回1件受理しています。

議案と併せて資料2のほうを見ていただけたらと思うんですけども、届出人は蒲生の\*\*\*\*\*さんです。届出の土地は蒲生\*\*\*\*\*、面積52平米のうち、農業用倉庫として26.5平米を利用します。場所については、資料2の1です。三角っぽくなっているところ、赤で記したところで、裏面に土地利用計画図とどういう倉庫なのかというものがついてますけども、上が26.5平米の倉庫、下のほうは土地利用計画図となっております。

報告は以上です。

議長

報告事項の報告が終わりました。

皆さんのほうで何か質問がありましたら。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、議事のほうに入らせていただきます。

議 長

議案第1号「農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の廃止にかかる農地法施行規則第17条の規定による別段面積の廃止について」、事務局の説明をお願いします。

事務局

4月1日から農地法の第3条2項5号に定められた下限面積というものが廃止されます。

12ページと13ページをご覧くださいんですけども、今回この下限面積というものが廃止されることに伴いまして、岩美町のほうでは農地法施行規則第17条のほうで、令和元年に各地区の下限面積を10アールから30アールと定めています。それから、令和2年度の第11回の総会で、岩美町の空き家バンクに登録している空き家に付随する農地の場合は、その農地の面積に別段面積を設定するということを決定しまして、早速令和3年度より運用がされているところでした。1月の総会でもそれを利用して売買がされたところですけども、この空き家付随農地に関係して、令和3年度に1件、令和4年度には2件の別段面積を設定していたところなんですけれども、別段面積について下限面積が廃止されることで、そもそも下限面積というのが廃止されるので、効力を失います。今回のこれらの別段面積について廃止を求めるものとなっております。廃止日については、今のところ令和5年4月1日ということにしています。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

皆さんのほう、質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、ないようですので、採決のほうをさせていただきます。

議案第1号「農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の廃止にかかる農地法施行規則第17条の規定による別段面積の廃止について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございました。

議 長

それでは、続きまして、議案第2号のほうに入らせていただきます。

「耕作放棄地に係る農地法の適用を受ける土地か否かの判断について」、事務局のほう、説明をお願いします。

事務局

このたび15ページから24ページの大字田河内、陸上、小羽尾、大羽尾です。東地区の256筆耕作放棄地に判定されたものについて上げさせていただいております。

資料3の1ページをご覧いただきたいんですけども、非農地関係の取扱要領を載せています。今回法令に基づいて手続を進めているわけですけども、まず第3のところ、再生利用が困難な農地の非農地の判断というところで進めております。1番の農地部会による精査について、2月1日開催の農地部会で協議をいただきました。その中で、資料のほうの3ページの別表を見ていただきたいんですけども、(5)番、去年だったんですけども、所有者等が不明の農地について書いてあります。こちらのほうも、原則として非農地判断は行わないというふうなことが書いてありますけども、現状明らかに山林化、原野化してしまっていて、現状として農地法の2条に規定される農地ということは到底言えない状況であるので、所有者への通知と登記地目の変更ということは行わないけども、農地台帳から削除をする、非農地判断を行うということで進めております。

あわせて、今回は議案書の24ページのほうを見ていただきたいんですけども、24ページの上のほうになります、場所の特定が不能なため非農地判断しないという筆が8筆あります。これは、今まで洗井であるとか池谷については地籍調査が入っていなかったもので、こういう筆はなかったんですけども、今回東地区は既に地籍調査が入ってまして、地籍調査をした上で筆界未定、例えばお隣さん同士でここが立会だということが決まらなくて、筆界未定という状況になっている筆が8筆今回は筆の中で存在してまして、これらの筆については、場所は特定できない状況です。場所が分からないので、そもそもの判断出来かねる筆となっているんですけども、非農地判断しない筆として整理をさせていただいております。これが8筆あります。

それから、資料の1ページのほうに戻りまして、農地部会後に要領の第3の2、非農地判断に係る事前通知に基づき、所有者へ事前通知し、意向を確認しました。確認したところ、所有者が判明した231筆の所有者に全員通知を行いました結果、8筆は非農地にしないでほしいという申出がありました。具体的には、24ページの先ほど見ていただいた表の下、本人申出により非農地化しないというところの8筆なんですけども、理由は右側の備考欄に書いてますけども、単純にうちが見誤って畑として利用し

た部分、それから、今はしてないけど今後耕作予定があるので、農地のままにしておいてほしいということ、それから保安全管理をしているというようなところですね、そういうふうな理由によって非農地判断はしないしてほしいとの申出がありました。これらの筆が8筆ありました。

実際に非農地判断をする筆については、議案書のほうの15ページから23ページ、22ページまでが所有者が判明したもの、23ページの青く塗っていて所有者不明の農地となっております。その中で、黄色く塗ってあるんですけども、例えば16ページとかは農振農用地の筆です。

このたびの総会では、この15ページから23ページの筆について、240筆、こちらについて非農地判断をしていただきたいということとなっております。

地図のほうにこれを落とし込んだものをつくってまして、資料の4ページからですね、今回多かったもので、1枚にまとめきらなくて、小字ごとにまとめてますが、赤く塗ってある土地が今回の非農地の対象です。その中でも黄色く塗ってある分が農振農用地の部分です。それから、所有者不明土地ということで青く塗った分が17筆あります。それから、8ページと9ページについては、先ほど言った本人の申出によって非農地判断、これをしないというところの筆を載せています。今回は4ページから7ページまでにあった地図でいくと、その筆を非農地判断をさせていただくということになります。

今後の流れとしましては、本日の総会で非農地判断をしていただいた分については農地台帳を整理するとともに、所有者と関係各所、県とか機構とかですけども、非農地通知を発出します。それから、所有者不明の農地については、所有者不明の農地を除いた223筆、所有者が分かっている筆については、税務課を通じて登記地目の変更のほうを法務局のほうへ依頼します。登記地目自体も変えてしまうということです。所有者不明の農地の17筆については、農地台帳のみ原野か山林のほうにして、登記簿はそのままとします。非農地としない筆、先ほど筆界未定のというと、本人申出による8筆等については、そのまま農地台帳上も登記簿上もそのまま農地のままとということになります。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

皆さんのほうで疑問、質問がありましたらお願いします。

1番

非農地になるのを、大体これ全部、面積どれぐらいですか、合計で。

事務局

すみません、大変お待たせしました。

非農地判断をするとした筆が、所有者が判明しているほうが約7ヘクタ

ール、7万7,554平米、それから所有者不明のほうは4,492平米、合わせて8万2,000平米ぐらいなんで、8ヘクタールが非農地化されるという形です。

16番

農振地域の見直しは、何年かに一遍。

事務局

来年度を一応予定しておると聞いていますけども、そのときに合わせて、今回その非農地化された部分については農振から落とすという形になります。

(質問、意見なし)

議長

それでは、ないようですので、採決のほうをさせていただきます。  
「耕作放棄地に係る農地法の適用を受ける土地か否かの判断について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。

議長

それでは、第3号議案に入らせていただきます。  
「令和4年度農用地利用集積計画第12号について」、事務局の説明をお願いします。

事務局

今回の集積計画で利用権設定の19件の決定を求められています。全て機構への貸付分となっています。

次の27ページ、28ページに各明細を載せております。中間管理事業での貸借期間が満了で更新するものが10件、それから基盤法の期間満了で中間管理事業へ移行するもの、それから自作であったもので機構へ貸し出されたものとなっております。

26ページの申出書の15番の\*\*\*\*\*さんの分なんですけども、27ページの明細書の下から3筆と28ページの上の筆、\*\*\*\*\*さんから\*\*\*\*\*さんに配分を予定しているという、これ親子なんですけども、通常はこういうことはあまりあり得ないんですけども、同じ家族内で経営管理をすること、基本的にはしなくても耕作できるのであり得ないんですけども、農業者年金の関係で\*\*\*\*\*さんがもう耕作をしていないということ、\*\*\*\*\*さん名義の農地が残っていると年金がもらえないということがあったので、\*\*\*\*\*さんの息子さんのほうに耕作権は移行しているよとい

うことで利用権設定をしているものになります。

全体では、賃借権によるものが15件20筆、7万763平米、それから使用貸借によるものが4件14筆、1万5,377平米です。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質疑を求めたいと思います。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決のほうをさせていただきます。

「令和4年度農用地利用集積計画第12号について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。

議長

それでは、第4号のほうへ入らせていただきます。

「令和4年度農用地利用配分計画第12号について」、事務局のほう、説明をお願いします。

事務局

今回30ページから40ページまで、配分計画の各筆明細を載せています。47件282筆、42万3,354平米について意見を求められています。

資料4のほうに、このたび配分される筆と配分予定者を色分けした地図をつけておりますので、併せてご覧ください。

説明のほうは以上です。

議長

説明が終わりました。

それでは、整理番号1番の\*\*\*\*\*への配分について、質疑を求めたいと思います。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、整理番号1番の\*\*\*\*\*への配分について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございました。  
続いて、\*\*\*\*\*。

議長 それでは、引き続きまして2番の\*\*\*\*\*への配分について、質疑を求め  
ます。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、\*\*\*\*\*への配分について賛成の方の挙手をお願いし  
ます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成です。  
それでは、引き続き\*\*\*\*\*への配分について、質疑のある方。

(質問、意見なし)

議長 ないですね。  
では、採決のほうをさせていただきます。  
3番の\*\*\*\*\*への配分について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございました。  
それでは、6番の\*\*\*\*\*への配分について、質疑のある方。よろしいで  
すか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、採決させていただきます。  
6番の\*\*\*\*\*への配分について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

では、続いて8番の\*\*\*\*\*さんへの配分について、質疑のある方。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決させていただきます。

8番の\*\*\*\*\*さんへの配分について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成です。

続いて、11番の\*\*\*\*\*さんへの配分について、質疑のある方。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、11番の\*\*\*\*\*さんの配分に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成です。

\*\*\*\*\*さんへの配分について、質疑ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、18番の\*\*\*\*\*さんへの配分に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。

では、引き続きまして23番の\*\*\*\*\*さんへの配分について、質疑がある方。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、23番の\*\*\*\*\*さんへの配分について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。

41番の\*\*\*\*\*さんへの配分について、質疑のある方。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、41番の\*\*\*\*\*さんへの配分に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

それでは、まとめてご意見をいただきたいと思うんですが、4番の\*\*\*\*\*、5番\*\*\*\*\*、それから7番の\*\*\*\*\*さん、それから9番の\*\*\*\*\*さん、10番の\*\*\*\*\*さん、12番の\*\*\*\*\*、それから13番の\*\*\*\*\*さん、14番の\*\*\*\*\*さん、15番の\*\*\*\*\*さん、それから16番の\*\*\*\*\*さん、17番の\*\*\*\*\*さん、19番の\*\*\*\*\*さん、20番の\*\*\*\*\*さん、21番の\*\*\*\*\*さん、それから22番の\*\*\*\*\*さん、それから24番の\*\*\*\*\*さん、25番の\*\*\*\*\*さん、26番の\*\*\*\*\*さん、27番の\*\*\*\*\*さん、それから28番の\*\*\*\*\*さん、それから29番の\*\*\*\*\*さん、それから30番の\*\*\*\*\*さん、それから31番の\*\*\*\*\*さん、32番の\*\*\*\*\*さん、33番の\*\*\*\*\*さん、34番の\*\*\*\*\*さん、35番の\*\*\*\*\*さん、それから36の\*\*\*\*\*さん、37番の\*\*\*\*\*さん、それから38番の\*\*\*\*\*さん、それから39番の\*\*\*\*\*さん、それから40番の\*\*\*\*\*さん、それから42番の\*\*\*\*\*さん、43番の\*\*\*\*\*さん、それから44番の\*\*\*\*\*さん、45番の\*\*\*\*\*さん、46番の\*\*\*\*\*さん、47番の\*\*\*\*\*さん、一括して質疑を受けたいと思いますが、どうでしょうか。

4番

この35番の\*\*\*\*\*さん。

何を始められるんかなってちょっと聞いてみたいかなと思うような。

事務局

この方は、先ほどの集積のほうで話をした親子間での。

4番

ああ、そうか。

事務局

はい。

4番

失礼しました。

3 番                    これ、年金の関係で、これからちよくちよく出てくるんじゃないんですか。

事務局                そうですね。

3 番                    もしそういうなんがある場合は、どういうふうな手続を取ったらいいんか、年金を受けようる本人さんが、農業がだんだん年老いてできんようになってきたというようなことで、息子のほうに多分名義を換えるんだと思うんですけど、それをこっちのほうに手続してええんだったらええ、役場のほうで。

事務局                そうですね。  
貸し借りほうはうちでええですけど、年金自体のほうの手続については J A の窓口。

3 番                    その年金はもらえるのに、要は農地法で引かかるじゃないですか、農業をせんようになったら年金がもらえるとかという問題でこれなってるわけでしょう。そういうのは、結局こちらのほうで、窓口のほうで手続してもらったらええ。

事務局                利用権設定の話。

3 番                    そう。

事務局                それはそうですね。

3 番                    本人さんから息子に名前を譲る、渡すというか。

事務局                この利用権設定については、中間管理機構がしてるので、公社。

3 番                    その手続だけです。

事務局                そうですね。

3 番                    分かりました。いや、ちょっと聞かれるときがあるもので、どういうようにしたらいいなって聞かれるときがあるけえ。

議 長                ありがとうございます。  
ほかには。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、まとめて賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成。  
それでは、議案の審議は終わりました。  
その他に入らせていただきますが、事務局のほう、お願いします。

事務局 ①農地法第3条の規定に関する要綱改正について  
②広報原稿について  
③農業委員の女性登用について  
④令和5年度の総会日程について  
⑤農業経営基盤強化促進法等の一部改正について  
⑥4月以降の役場の機構改革、公社の職員体制について

議 長 では、来月は13日をお願いして、1時半です。  
本日の総会を終了します。ご苦労さまでした。